

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和8年1月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 令和8年1月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の被保険者数は、6,297万人であり、前年同月に比べて、1万人（0.0%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,946,847	43,430,206	25,440,721	17,989,485	339,371
船員以外	2,942,962	43,379,249	25,389,764	17,989,485	339,239
一般男子	・	25,389,387	25,389,387	・	385,100
女子	・	17,989,485	・	17,989,485	274,511
坑内員	・	377	377	・	413,220
（再掲）短時間労働者	154,558	1,222,434	279,220	943,214	159,827
船員	3,885	50,957	50,957	・	451,822
国民年金	・	19,534,867	7,259,326	12,275,541	・
第1号	・	13,260,044	7,038,270	6,221,774	・
任意加入	・	206,271	84,723	121,548	・
第3号	・	6,068,552	136,333	5,932,219	・
合計	・	62,965,073	32,700,047	30,265,026	・

注：厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

### (2) 給付状況

- 令和8年1月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,383万人であり、前年同月に比べて、30万人（0.7%）減少している。

表2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,193,462	15,711,134	14,043,724	565,209	5,864,521	8,874
旧共済組合を除く	35,989,428	15,594,376	14,000,714	563,514	5,822,184	8,640
旧法	351,933	88,406	60,213	20,090	174,776	8,448
新法	35,628,502	15,504,367	13,940,287	542,773	5,641,075	・
（再掲）基礎あり	28,670,292	15,040,268	13,205,163	356,389	68,472	・
基礎または定額あり	28,263,777	15,051,773	13,212,004	・	・	・
基礎繰上げあり	2,172,689	770,002	1,402,687	・	・	・
基礎繰上げなし	26,091,088	14,281,771	11,809,317	・	・	・
基礎及び定額なし	1,180,877	452,594	728,283	・	・	・
船員保険（旧法）	8,993	1,603	214	651	6,333	192
旧共済組合計	204,034	116,758	43,010	1,695	42,337	234
旧法	39,074	25,758	799	585	11,698	234
新法	164,960	91,000	42,211	1,110	30,639	・
（再掲）基礎あり	132,109	90,404	40,755	949	1	・
国民年金計	36,443,880	33,135,260	963,641	2,259,859	85,120	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,269,412	4,210,640	216,122	1,812,780	29,870	・
旧法拠出制	255,208	142,847	83,945	22,500	5,916	・
新法基礎年金	36,188,672	32,992,413	879,696	2,237,359	79,204	・
（再掲）基礎のみ	7,240,945	5,233,876	134,715	1,841,891	30,463	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,014,204	4,067,793	132,177	1,790,280	23,954	・
福祉年金	-	-	-	-	-	-
合計	43,834,941	33,715,722	1,761,447	2,467,730	5,881,168	8,874

- 注1. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者の数である。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NT T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 「基礎あり」は、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の数である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

- 令和8年1月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の受給者の年金総額は、53.3兆円であり、前年同月に比べて、1.0兆円（1.9%）増加している。

表3 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	26,719,618	17,724,152	2,665,952	389,978	5,936,876	2,660
旧共済組合を除く	26,505,700	17,569,041	2,656,988	388,468	5,888,598	2,604
旧 法	378,224	137,158	24,716	24,658	189,146	2,545
新 法	26,109,764	17,427,070	2,632,191	362,387	5,688,116	・
(別掲)基礎年金	20,843,837	11,353,668	9,098,588	323,124	68,457	・
船員保険(旧法)	17,712	4,813	81	1,423	11,337	59
旧共済組合 計	213,919	155,111	8,964	1,510	48,278	56
旧 法	66,984	51,625	369	821	14,112	56
新 法	146,934	103,485	8,595	688	34,166	・
(別掲)基礎年金	103,944	71,335	31,771	837	・	・
国民年金 計	26,549,991	24,148,666	248,173	2,060,573	92,578	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	4,560,985	2,821,741	52,699	1,656,997	29,548	・
旧法拠出制	114,438	71,134	19,777	20,940	2,587	・
新法基礎年金	26,435,553	24,077,532	228,396	2,039,633	89,992	・
(再掲)基礎のみ	5,410,640	3,659,585	33,666	1,682,841	34,547	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,446,547	2,750,607	32,922	1,636,057	26,961	・
福祉年金	・	・	・	・	・	・
合 計	53,269,609	41,872,818	2,914,125	2,450,551	6,029,455	2,660

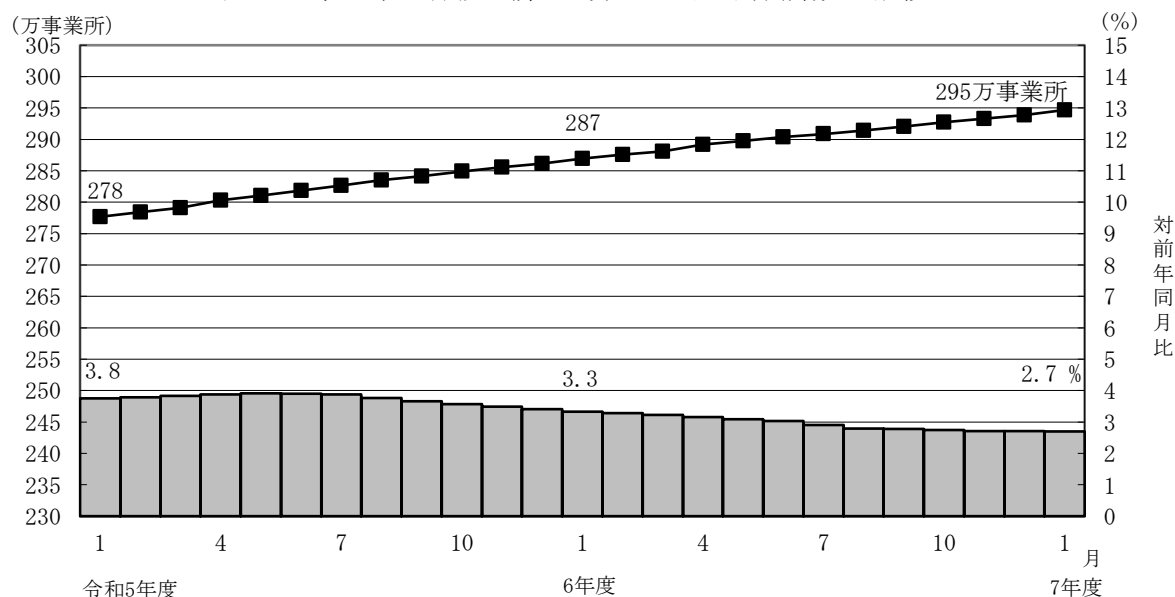
- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 年金総額には一部支給停止額を含む。
5. 「(別掲)基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
9. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

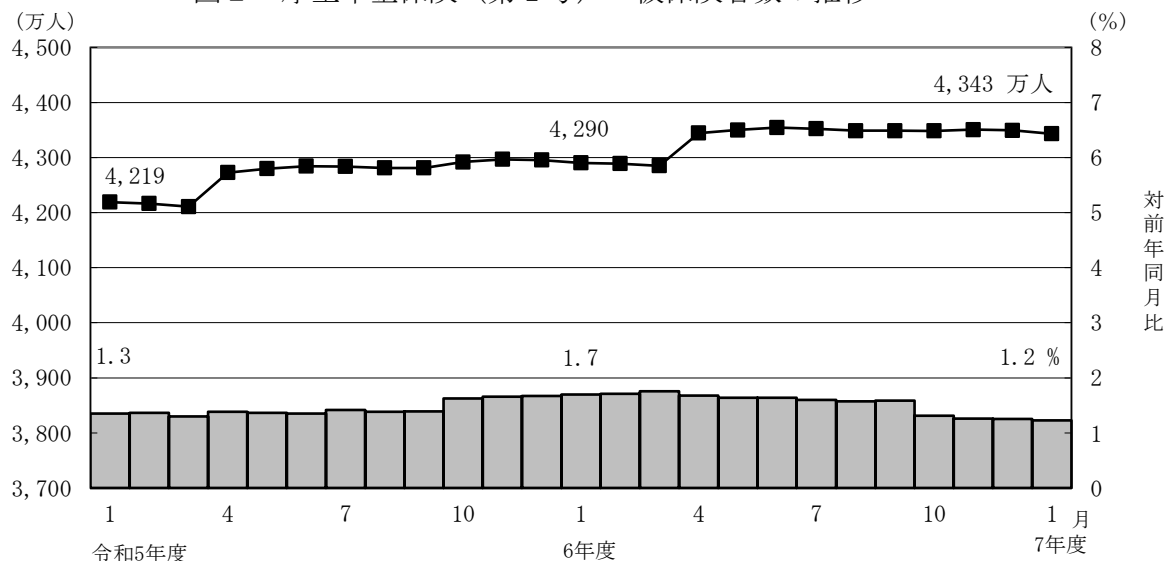
- 令和8年1月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は295万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（2.7%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



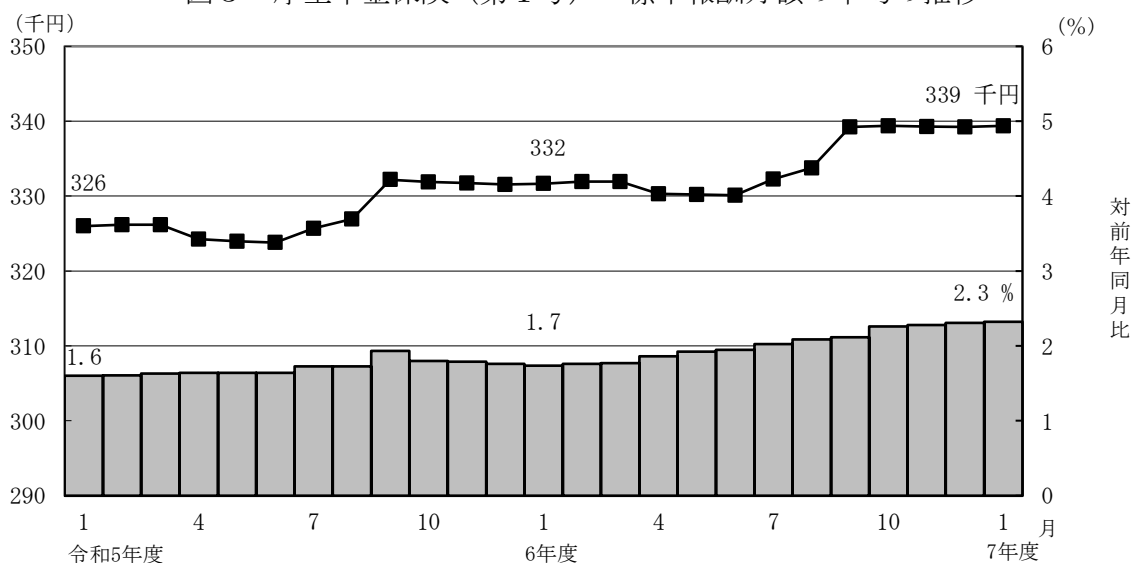
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,343万人となっており、前年同月に比べて53万人（1.2%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,539万人（対前年同月比11万人、0.4%増）、女子が1,799万人（対前年同月比42万人、2.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比18人、4.6%減）、船員が5万人（対前年同月比77人、0.2%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、33万9,371円となっており前年同月に比べて2.3%増加している。内訳をみると、一般男子は38万5,100円（対前年同月比2.2%増）、女子は27万4,511円（対前年同月比3.0%増）、坑内員は41万3,220円（対前年同月比3.3%増）、船員が45万1,822円（対前年同月比2.1%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

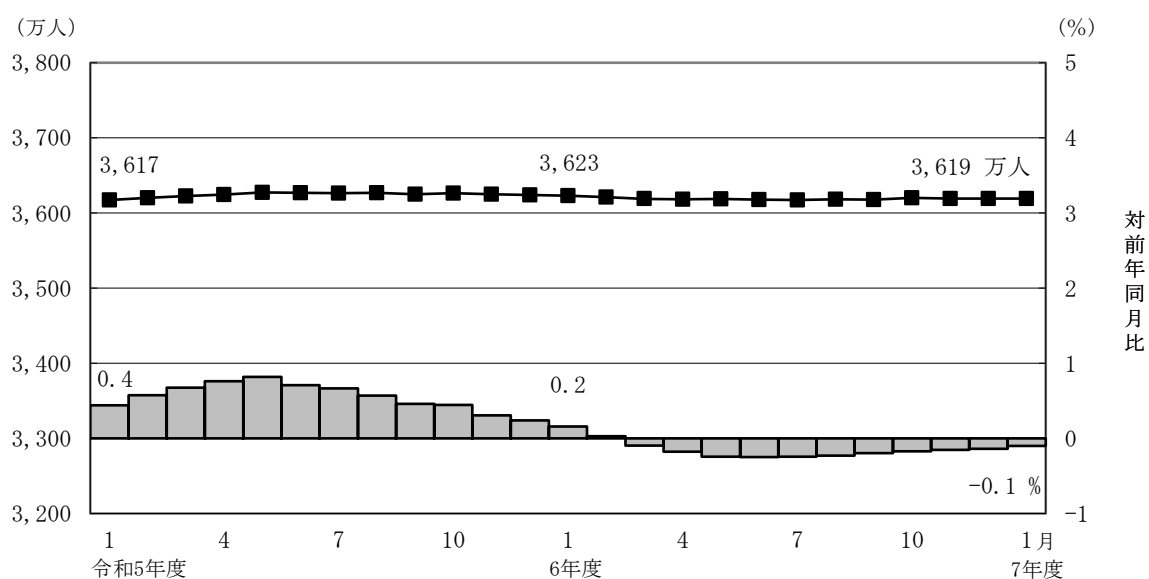


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は31万事業所、賞与支給被保険者数は473万人、標準賞与額の平均は33万4,116円となっている。

## (2) 給付状況

- 令和8年1月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,619万人（旧法厚年分35万人、新法厚年分3,563万人、旧法船保分9千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて4万人（0.1%）減少している。
- 老齢給付の受給者数は2,975万人（旧法厚年分15万人、新法厚年分2,944万人、旧法船保分2千人、旧共済分16万人）で、前年同月に比べて9万人（0.3%）減少している。
- 障害給付の受給者数は57万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分54万人、旧法船保分7百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.2%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は587万人（旧法厚年分18万人、新法厚年分564万人、旧法船保分7千人、旧共済分4万人）で、前年同月に比べて3万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和8年1月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、15万4,610円となっている。

- 令和8年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は1万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は4万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和7年8月	20,391	11,490	8,901	11,856,328	10,059,795	1,796,533	48,454	72,961	16,820
9月	19,582	11,023	8,559	11,244,592	9,491,657	1,752,934	47,853	71,756	17,067
10月	18,017	10,015	8,002	10,074,828	8,428,564	1,646,264	46,599	70,133	17,144
11月	16,598	9,314	7,284	9,326,166	7,796,762	1,529,405	46,824	69,758	17,497
12月	15,115	8,280	6,835	8,245,430	6,806,301	1,439,130	45,459	68,501	17,546
令和8年1月	13,402	7,008	6,394	6,831,607	5,495,260	1,336,347	42,479	65,345	17,417

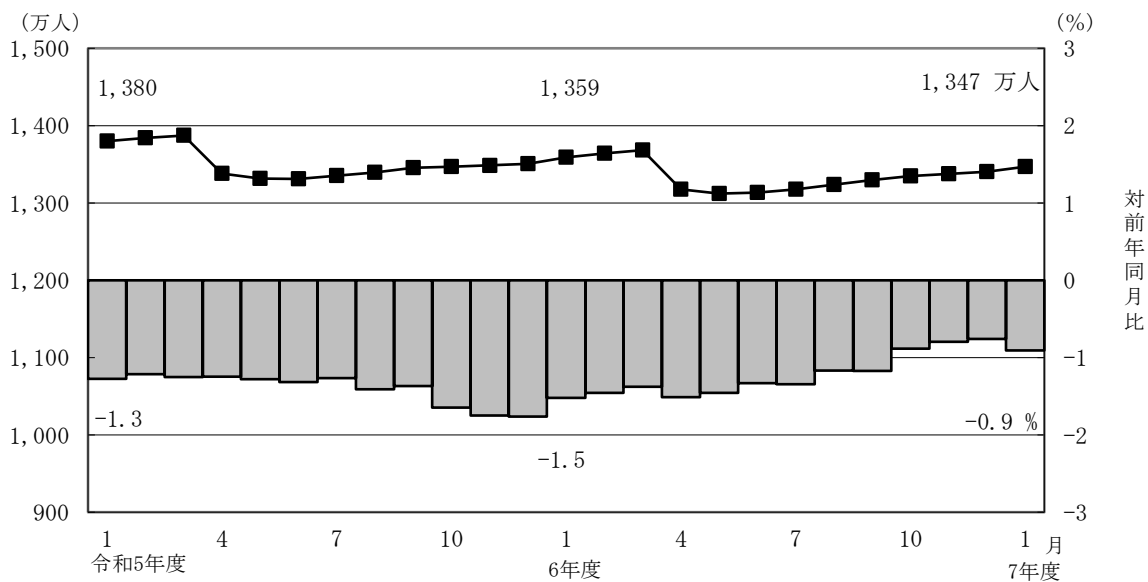
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和7年8月	58,127	55,566	2,561	7,729,122	7,468,092	261,030	11,081	11,200	8,494
9月	52,844	50,341	2,503	6,939,969	6,679,567	260,402	10,944	11,057	8,670
10月	48,489	46,002	2,487	6,314,305	6,054,968	259,337	10,852	10,969	8,690
11月	45,805	43,229	2,576	5,885,186	5,616,953	268,233	10,707	10,828	8,677
12月	42,211	39,532	2,679	5,361,033	5,081,818	279,215	10,584	10,712	8,685
令和8年1月	35,959	33,317	2,642	4,528,259	4,246,531	281,728	10,494	10,622	8,886

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

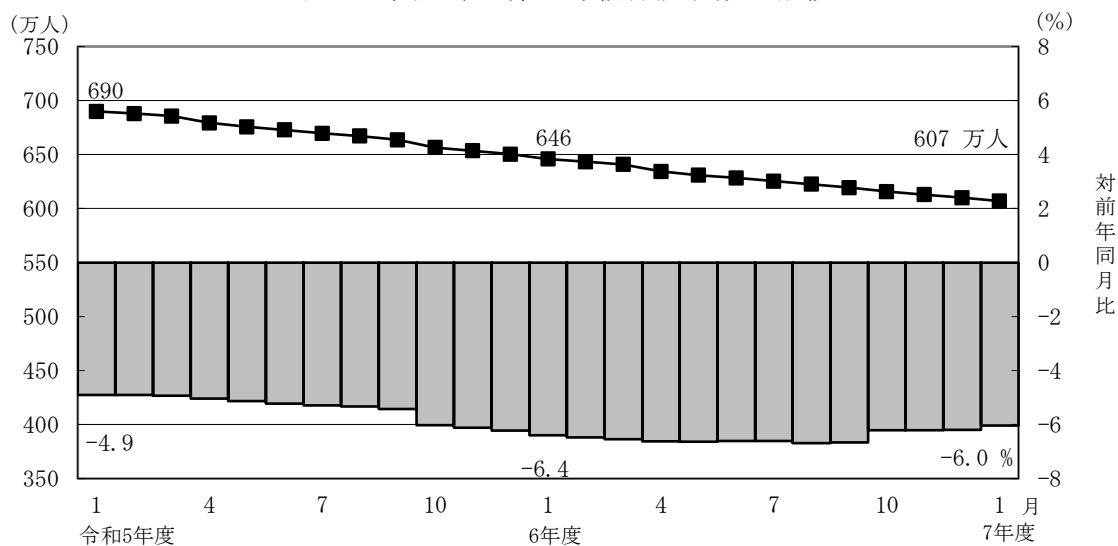
- 令和8年1月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,347万人となっており、前年同月に比べて12万人（0.9%）減少している。内訳をみると、男子は712万人（対前年同月比5万人、0.8%減）、女子は634万人（対前年同月比7万人、1.1%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は607万人となっており、前年同月に比べて39万人（6.0%）減少している。内訳をみると、男子は14万人（対前年同月比4千人、3.4%増）、女子は593万人（対前年同月比39万人、6.2%減）となっている。

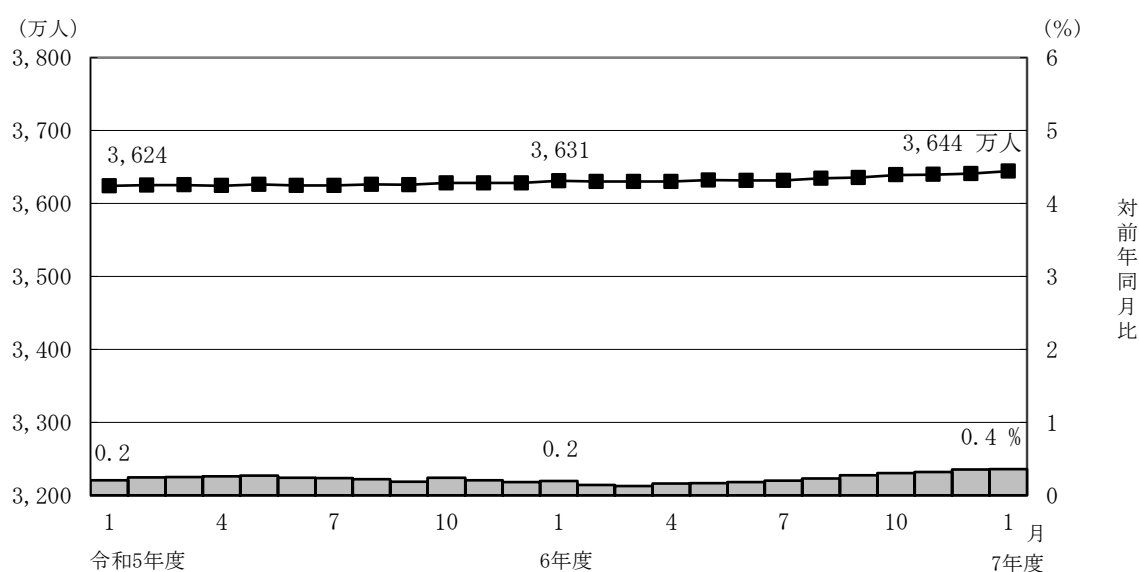
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



## (2) 給付状況

- 令和8年1月末の国民年金受給者数は3,644万人（旧法拠出制26万人、基礎年金3,619万人）で、前年同月に比べて13万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,410万人（旧法拠出制23万人、老齢基礎年金3,387万人）で、前年同月に比べて9万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は226万人（旧法拠出制2万人、障害基礎年金224万人）で、前年同月に比べて5万人（2.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制6千人、遺族基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.2%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和8年1月末で6万733円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万7,279円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び老齢厚生年金（厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く））の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、1月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が9百人となっており、繰上げ受給率は9.0%である。なお、令和6年度新規裁定者の繰上げ受給率は7.2%となっている。